

○内閣府  
厚生労働省 令第 号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行に伴い、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

厚生労働大臣 福岡 資麿

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年 大蔵省  
労働省 令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(金庫業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置) 第九十五条の二 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、金庫は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により金庫業務関連苦情の処理又は金庫業務関連紛争の解決を図つてはならない。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人</p> <p>イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>ロ 「略」</p> <p>(労働金庫代理業の許可の審査) 第二百二十五条 金融庁長官等及び厚生労働大臣は、法第八十九条の三第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。</p> <p>「一〽三 略」</p> <p>四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと</p>	<p>(金庫業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置) 第九十五条の二 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 「同上」</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>ロ 「同上」</p> <p>(労働金庫代理業の許可の審査) 第二百二十五条 「同上」</p> <p>「一〽三 同上」</p> <p>四 「同上」</p>

。

〔イ・ロ 略〕

ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

〔二〇チ 略〕

〔五〇七 略〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

〔二〇チ 同上〕

〔五〇七 同上〕

別紙様式第 19 号 (第 152 条の 2 の 30 第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

年 月 日提出

業務に関する報告書

第 期 ( 年 月 日から  
年 月 日まで )

金融庁長官 殿  
厚生労働大臣 殿

提出者 (郵便番号 )

所在地

電話番号 ( ) ー

商号又は名称

代表者又は管理人の役職氏名

目 次

[1～13 略]

(記載上の注意)

[1. ・ 2. 略]

[1～12 略]

13 その他特記事項

[表略]

(記載上の注意)

指定紛争解決機関の役員 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)、紛争解決委員等の関係者が拘禁刑以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となつた場合等に、その概要を記載すること。

別紙様式第 19 号 (第 152 条の 2 の 11 関係)

(日本産業規格 A 4)

年 月 日提出

業務に関する報告書

第 期 ( 年 月 日から  
年 月 日まで )

金融庁長官 殿  
厚生労働大臣 殿

提出者 (郵便番号 )

所在地

電話番号 ( ) ー

商号又は名称

代表者又は管理人の役職氏名

目 次

[1～13 同左]

(記載上の注意)

[1. ・ 2. 同左]

[1～12 同左]

13 その他特記事項

[同左]

(記載上の注意)

指定紛争解決機関の役員 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)、紛争解決委員等の関係者が禁錮以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となつた場合等に、その概要を記載すること。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。